

通達区分	例規通達
有効期間	30年

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本規第491号
令和7年9月9日
宮城県警察本部長

郵送による自動車保管場所届出の受理の一部改正について（通達）

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）の規定に係る自動車保管場所の届出（以下「保管場所届出」という。）については、「郵送による自動車保管場所届出の受理について（通達）」（平成8年3月8日付け宮本規第147号）により、郵便による送付（以下「郵送」という。）による届出受理の手續（以下「郵送の手續」という。）について定めているところであるが、自動車の保管場所の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）が令和7年4月1日から施行され、保管場所標章が同日に廃止されたことに伴い、下記のとおり郵送の手續を改正するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 郵送による保管場所届出の定義

郵送による保管場所届出とは、保管場所届出を行おうとする者（以下「届出者」という。）が、郵便により自動車保管場所届出書を提出して行うことをいう。

2 郵送による保管場所届出の範囲

郵送による保管場所届出ができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条に規定する届出
- (2) 法第7条に規定する届出（同法第13条第4項及び同法附則第7項において準用する場合を含む。）
- (3) 法第13条第3項に規定する届出
- (4) 法附則第7条に規定する届出

3 実施要領（別紙1参照）

郵送による保管場所届出については、次の要領により実施する。

- (1) 届出者は、自動車保管場所届出書及び必要な添付書類（以下「届出書等」という。）並びに届出者の住所及び氏名を記入した返信用はがき（以下「通知書」という。）を封書に同封した上、保管場所を管轄する警察署長に郵送により提出して行うことができる。
- (2) 警察署長は、届出書等を点検し、内容に誤り又は不備がなければこれを受理する。
- (3) 警察署長は、郵送により受理した通知書に当日の自動車保管場所届出の受理件数の一連番号を警察署名に続けて「〇〇警察署〇〇番」と記載し、整理する。

(4) 警察署長は、届出を受理した場合には、通知書にその旨を記載して、届出者に返送する。

また、届出書等の内容に誤り又は不備（軽微なものを除く。）があった場合には、通知書により届出者に連絡し、来署しての訂正又は適正な届出書等の再度の郵送を求める。

4 留意事項

(1) 届出の受理に当たっては、「自動車保管場所証明等事務取扱要綱の一部改正について（通達）」（令和7年3月3日付け宮本規第102号）に定める別記様式第4号の自動車保管場所証明等事務取扱簿（以下「取扱簿」という。）により取扱いの明確を期すること。

(2) 届出者が警察署の管轄を誤って郵送してきたときは、郵送された届出書等及び通知書を当該届出に係る保管場所を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）に逡送により転送すること。

なお、この場合、誤って送付された警察署及び管轄警察署それぞれで取扱簿によりその処理てん末を明らかにしておくこと。

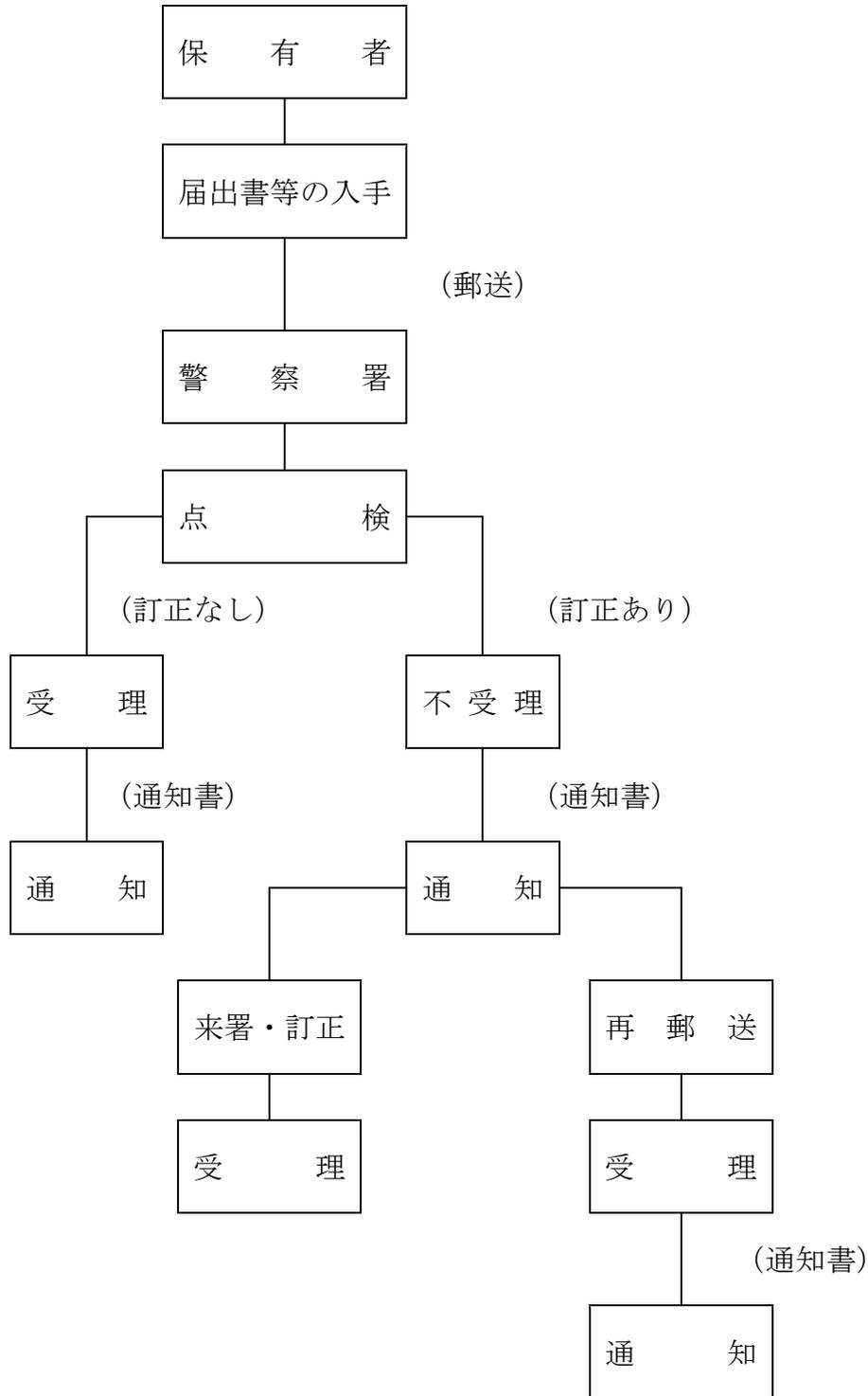
(3) 通知書が同封されていない場合は、電話や文書等の方法により届出者に通知すること。

なお、当該通知に要した費用の徴収は行わないこと。

(4) 届出者が来署時に通知書を持参しなかった場合は、運転免許証等により届出者本人であることを確認すること。

(5) 通知書に記載する文面については、別紙2の通知書見本を参考に作成すること。

郵送による自動車保管場所届出のフローチャート



※ 送付先警察署が誤っていた場合、管轄警察署に転送する。

※ 通知書が同封されていない場合、電話等の方法により通知する。

※ 来署時に通知書を持参しなかった場合、運転免許証等により本人確認する。

別紙 2

通知書見本

○年○月○日

○○警察署○○番

自動車保管場所届出についてのお知らせ

○ ○ ○ ○ 様

届出の受理についてのお知らせ

○月○日に受理番号○○○○で受理しました。

提出書類についてのお知らせ

下記の書類について内容に誤り又は不備があり受理できません。

当署まで来署の上書類を訂正又は適正な書類を再提出していただくか、適正な書類を再度郵送していただく必要があります。

1 自動車保管場所届出書

記載誤り その他 ()

2 保管場所使用権原疎明書面

・自認書 ・駐車場契約書の写し ・使用承諾証明書

記載誤り 期限切れ その他 ()

3 保管場所の所在図・配置図

記載誤り その他 ()

4 その他 ()

○○警察署 交通課

担当 ○○

電話 ○○○-○○○-○○○○